10月1日以降、新型コロナウイルス感染症の陽性者の入院調整について

1 病状悪化時の対応方針について、事前に確認をお願いします

外来受診時にコロナ陽性が判明した際、酸素投与が不要な軽症、中等症の場合は自宅(施設入所者等は施設内)で経過観察となります。経過観察中に病状が悪化した際の対応方針について、ご本人やご家族の意向の確認をお願いします。

2 入院が必要と判断した場合は、各入院医療機関に連絡をお願いします

コロナ陽性の受診患者が体調悪化し、入院が必要とご判断された場合は、先生方から各医療機関の調整窓口に、直接ご連絡をお願いします。休日夜間は、救急以外は受入困難のため、**平日日中の早い時間に**ご相談ください。緊急時は救急要請をお願いします。入院適応については、入院が必要な病態等の目安を参考にしてください。

【入院が必要な病態等の目安】(R4/10/28 神奈川県感染症対策協議会　資料4から抜粋、改変)

- ・本人・家族等が点滴治療や人工呼吸器管理、ECMO(エクモ)等の高度な治療を希望
- ・酸素飽和度(SpO2):93%以下
- ・高熱が続き、水分摂取ができず、ぐったりしている

※各入院医療機関の調整窓口、受入患者の状況等についてはG-MISで確認できます。
※他の疾病と同様に、緊急性のある患者の入院先の調整に難航した場合は、県救急医療中央情報センターへの相談も可能です。